

地球温暖化問題に関する懇談会 環境モデル都市・低炭素社会づくり分科会運営要領

- 1．分科会の座長は、互選により決定する。
- 2．分科会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3．分科会は、原則として公開とする。
- 4．事務局は、分科会における審議の内容等を、分科会終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
- 5．事務局は、審議の内容等を公表する際は、分科会において配布された資料も原則として併せて公表する。
- 6．分科会の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。